

個人情報情報の漏えい等事案が発生した場合の対応について

個人情報保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第44号。以下「個人情報改正法」という。）が2022年（令和4年）4月1日に施行されたことに伴い、通知「「個人情報の漏えい等事案が発生した場合の私的年金分野における個人情報取扱事業者の対応について」の一部改正について」（※1）が発出されました。

これに伴い、2017年（平成29年）5月30日に発出された、通知「個人情報の漏えい等事案が発生した場合の私的年金分野における個人情報取扱事業者の対応について」（※2）が改正されました。

これらの発出・改正により、私的年金関係事業者（※3）において個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）事案が発生した場合の地方厚生（支）局長への報告様式等について示されましたので、ご案内いたします。

- （※1） 「「個人情報の漏えい等事案が発生した場合の私的年金分野における個人情報取扱事業者の対応について」の一部改正について」（令和4年3月31日 年発0323第4号）
- （※2） 「個人情報の漏えい等事案が発生した場合の私的年金分野における個人情報取扱事業者の対応について」（平成29年5月30日 年発0530第5号、改正令和4年3月31日年発0323第4号）
- （※3） 「私的年金関係事業者」は、「私的年金分野における個人情報の技術的安全管理措置」（平成29年5月29日付厚生労働省告示第211号）の第1「技術的安全管理措置」にて定義されていますが、「企業型の確定拠出年金を実施する事業所の事業主」、「規約型の確定給付企業年金を実施する事業所の事業主」、「企業年金基金」、「企業年金基金の実施事業所の事業主」、「存続厚生年金基金」及び「存続厚生年金基金が設立された適用事業所の事業主」などが含まれています。

【内容】

個人情報の漏えい等事案が発生した場合の対応について

<別紙様式1> <別紙様式2> 「個人情報等漏えい等報告書」

※当別紙様式は、「個人情報の漏えい等事案が発生した場合の私的年金分野における個人情報取扱事業者の対応について」（平成29年5月30日 年発0530第5号、改正令和4年3月31日年発0323第4号）にて提示されたものです。

年金NEWSに関する照会先

TEL : 03-5533-5572

[受付時間：月～金曜日 9:00～17:00（祝日、12/31～1/3を除く。）]

E-mail : kikinmadoguti@nissay.co.jp

私的年金関係事業者において、個人情報の漏えい等事案が発生した場合は、以下への報告・通知が必要です。

- (1) 地方厚生（支）局長
- (2) 個人情報保護委員会
- (3) 本人

それぞれの報告・通知について、具体的な対応が以下のとおり示されております。

(1) 地方厚生（支）局長への報告について 今回通知にて示されたもの

- ・私的年金関係事業者において個人情報の漏えい等事案が発生した場合は、従前よりその事実関係及び再発防止策等について地方厚生（支）局長宛の報告が必要とされていましたが、今回の通知にて、発生した事案に応じて、以下のとおりの報告様式等が示されました。

	発生した事案	報告要否	地方厚生（支）局長への報告方法
①	以下②③に該当しない（重大な）事案	要	<別紙様式1>を利用し速やかな報告が必要
②	漏えい等した情報の量、センシティブ情報の有無及び二次被害や類似事案の発生の可能性等を考慮し、速やかに報告を行う必要性が低いと認められる事案	要	<別紙様式2>を利用し、四半期に1回程度の報告が必要
③	私的年金関係事業者の責めに帰さない事案であって、本人の権利利益が侵害されておらず、今後も権利利益の侵害の可能性がない又は極めて小さいと認められる事案	不要	—

(2) 個人情報保護委員会への報告について 個人情報法改正法にて義務化されたもの

- ・個人情報法改正法の施行により、個人情報の漏えい等の事案が発生し、個人の権利利益を害するおそれがある場合に、個人情報保護委員会への報告が義務化されました。これについて、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」において、具体的な対応や期限が示されております。主な箇所を以下に抜粋しますので、ご参照ください。

【ガイドライン（通則編）「3-5 個人データの漏えい等の報告等（法第26条関係）」より抜粋】

【報告対象となる事態（以下「報告対象事態」という。）】

個人情報取扱事業者は、次の(1)から(4)までに掲げる事態を知ったときは、個人情報保護委員会に報告しなければならない。

- (1) 要配慮個人情報が含まれる個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (4) 個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

【速報】

速報の時間的制限の目安として、事態を知った時点から概ね3日～5日以内。
個人情報保護委員会への漏えい等報告については、次の(1)から(9)までに掲げる事項を、原則として、個人情報保護委員会のホームページの報告フォームに入力する方法により行う。速報時点での報告内容については、報告をしようとする時点において把握している内容を報告すれば足りる。

- (1) 概要
- (2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データの項目
- (3) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データに係る本人の数
- (4) 原因
- (5) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
- (6) 本人への対応の実施状況
- (7) 公表の実施状況
- (8) 再発防止のための措置
- (9) その他参考となる事項

【確報】

30日以内（不正の目的をもって行われた恐れがある個人データの漏えい等については、60日以内）に、(1)から(9)までに掲げる事項の全てを報告しなければならない。

(3) 本人への通知について 個人情報改正法にて義務化されたもの

- ・個人情報改正法の施行により、個人情報の漏えい等の事案が発生し、個人の権利利益を害するおそれがある場合に、本人への通知が義務化されました。「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」において、具体的な対応や期限が示されております。主な箇所を以下に抜粋しますので、ご参照ください。

【ガイドライン（通則編）「3-5 個人データの漏えい等の報告等（法第26条関係）」より抜粋】

【報告対象事態】

報告対象事態は、「(2) 個人情報保護委員会への報告について」と同様。

【通知の時間的制限】

個人情報取扱事業者は、報告対象事態を知った時は、当該事態の状況に応じて速やかに本人への通知を行わなければならない。

- ・報告対象事態を知ったその時点で通知を行う必要があるとはいえないと考えられる事例
 - 事例1) インターネット上の掲示板等に漏えいした複数の個人データがアップロードされており、個人情報取扱事業者において当該掲示板等の管理者に削除を求める等、必要な初期対応が完了しておらず、本人に通知することで、かえって被害が拡大するおそれがある場合
 - 事例2) 漏えい等のおそれが生じたものの、事案がほとんど判明しておらず、その時点で本人に通知したとしても、本人がその権利利益を保護するための措置を講じられる見込みがなく、かえって混乱が生じるおそれがある場合

【通知の内容】

本人へ通知すべき事項は、個人情報保護委員会への報告事項のうち、「概要」、「漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データの項目」、「原因」、「二次被害又はそのおそれの有無及びその内容」、「その他参考となる事項」である。

これらの事項が全て判明するまで本人への通知をする必要がないというのではなく、本人への通知は、「当該事態の状況に応じて速やかに」行う必要がある。

【通知の方法】

「本人への通知」とは、本人に直接知らしめることをいい、事業の性質及び個人データの取扱状況に応じ、通知すべき内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法によらなければならない。

・本人への通知の方法の事例

事例1) 文書を郵便等で送付することにより知らせること

事例2) 電子メールを送信することにより知らせること

・通知の例外

本人への通知を要する場合であっても、本人への通知が困難である場合は、本人の権利利益を保護するために必要な代替措置（*1）を講ずることによる対応が認められる。

－本人への通知が困難な場合に該当する事例

事例1) 保有する個人データの中に本人の連絡先が含まれていない場合

事例2) 連絡先が古いために通知を行う時点で本人へ連絡できない場合

－代替措置に該当する事例

事例1) 事案の公表（*2）

事例2) 問合せ窓口を用意してその連絡先を公表し、本人が自らの個人データが対象となっているか否かを確認できるようにすること

（*1）代替措置として事案の公表を行わない場合であっても、当該事態の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、公表を行うことが望ましい。

（*2）公表すべき内容は、個別の事案ごとに判断されるが、本人へ通知すべき内容を基本とする。

「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」は、個人情報保護委員会のHP（<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/>）に記載されております。